平成２１年（フ）第２００号
神奈川県三浦郡葉山町長柄337番地の８
債務者　鈴木八重子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６１号
熊本県玉名市高瀬337番地
債務者　近藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６７号
熊本県玉名市松木35番地２　エトワール102号
債務者　本山　正行
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９３号
山口市吉敷下東４丁目21番７号
債務者　長谷川剛宏
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
山口市大内長野1188番地２
債務者　山口　義明
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
山口県防府市大字田島2317番地の５　池田ハイツ201号
債務者　松尾　和美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
山口市小郡下郷1554番地２　サニーハイツ202号
債務者　小野　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
山口市小郡大江町３―41　大江ビル308、住民票上の住所山口市秋穂東6928番地
債務者　秋重みつ江
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
山口市吉敷中東２丁目５番１―205号県住
債務者　天野　真希
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
北海道旭川市１条通17丁目80番地の40　オール商店街１号館
債務者　土村　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５４号
北海道旭川市６条通16丁目75番地の12　ビジョン616―３階302号室
債務者　工藤　盛久
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５９号
北海道旭川市永山７条10丁目１番11号　辻コーポ202
債務者　平田　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６０号
北海道旭川市末広４条９丁目５番11号　マンションルビー205号
債務者　熊田　直弘
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
北海道旭川市６条通６丁目27番地　前田マンション101号室
債務者　萩原　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７１号
北海道旭川市豊岡８条２丁目３番11号　ＮＫコーポ３―２階201号室
債務者　榎　　純子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８１号
北海道旭川市春光町国有無番地　陸上自衛隊
債務者　重岡誠一郎
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部